

○アイソトープ環境動態研究センターの利用負担金の額及び負担方法を定める細則

〔平成 25 年 1 月 8 日
アイソトープ環境動態研究センター部局細則第3号〕

改正 令和元年部局細則第1号

(趣旨)

第1条 この部局細則は、アイソトープ環境動態研究センター利用細則（平成25年アイソトープ環境動態研究センター部局細則第2号）第8条第2項の規定に基づき、アイソトープ環境動態研究センターの利用に係る利用負担金の額及び負担方法を定めるものとする。

(利用負担金の額)

第2条 利用負担金の額は、別表に掲げる方法により算出した額の合計額とする。

(負担方法)

第3条 利用負担金の負担方法は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則（平成16年法人規則第9号）第27条第2項に定める支出予算区分の支出予算で負担する場合は、当該予算の振替によること。
- (2) 前号以外の場合は、国立大学法人筑波大学出納命令役の発する請求書によること。

附 則

この部局細則は、平成25年1月8日から施行し、平成24年12月1日から適用する。

附 則（令元. 7. 25部局細則第1号）

この部局細則は、令和元年10月1日から施行する。

別表（第2条関係）

部又は部門	利 用 料 内 容		負担金額
放射線安全管理部	個人被ばく線量測定費用	F S型	407 円/月
	負担金	N S型	1,870 円/月
環境動態予測部門	A0プリンター利用料	普通紙	305 円/m
		厚口コート紙	611 円/m
		プレミアム光沢紙	1,018 円/m
		防災クロス	3,055 円/m
	コピー一代	白・黒	8 円/枚
		カラー	12 円/枚